

火災予防上の命令を受けている防火対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

中部上北広域事業組合消防本部では、火災予防上の命令を行い、公示している対象物の所在地、名称等について、利用者や近隣の方々の安全のためにお知らせしております。

命令を受けている対象物一覧

令和2年2月26日現在

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 防火対象物の所在地 | ※現在、管内で火災予防上の命令を受けている対象物はありません。 |
| | 防火対象物の名称 | |
| | 命令を受けた者 | |
| | 命令事項 | |
| | 命令発令日 | |
| | 管轄消防署 | |